

気象に関する警報発令時の対応について

このことについて、下記のように対応しますのでご理解とご協力をお願い致します。

記

- 1 気象に関する警報（美濃加茂市における特別警報、暴風警報、大雨警報、洪水警報）が発令され、気象状況、道路状況により児童の安全確保が困難と認められる場合には、家庭待機、臨時休業、その他児童の安全確保に必要な措置をとります。尚、暴風雪警報、大雪警報については、発表された時点で対応を判断します。
- 2 警報が発令された場合の休業並びに登下校については次のように対応します。
 - （1）児童が登校する以前に警報が発令されている場合
 - ① 警報が解除されるまで家庭において待機させる。
 - ② 始業時刻の2時間前（午前6時15分）までに警報が解除された場合は平常通り登校させる。
 - ③ 始業時刻の2時間前を過ぎてから午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経過してから授業を開始する。
 - ④ 午前11時を過ぎてから警報が解除された場合は、臨時休業とする。
 - （2）児童が登校後に警報が発令された場合
 - ① 防災無線放送及び気象情報（台風の規模、中心位置、進行方向、速度等）及び通学道路の状況等から判断し、児童を安全に帰宅させることができると認められた場合は、授業を中止して速やかに下校させる。
 - ② 児童全員あるいは特定地域の児童を安全に帰宅させることが困難であると判断される場合には、児童を校内の最も安全な場所に待機させる。
※気象状況によっては、学校にお迎えをお願いすることもあります。
- 3 警報発令時における学校給食の実施について
 - （1）台風接近の可能性が高いと予想された場合は、当地域接近予想日の2日前に給食中止の処置を行う。当日、警報が出されず通常授業実施の場合は、弁当を持参する。
 - （2）午前10時から11時までの間に警報解除の場合は、家庭で昼食をとってから登校する。
 - （3）警報が午前9時すぎから10時までの間に解除された場合は、救給力レー等の代替食で対応する。
 - （4）午前9時までに警報が解除された場合は、通常通りの給食を配食する。ただし、あらかじめ給食を中止している場合は、（1）を準用し弁当持参とする。
- 4 留意事項
 - （1）警報が発令されていない場合においても、「一時的な強い雨や大雨」や「局地的な冠水」などで登校が困難であると判断された場合は登校を見合わせ、学校までご連絡ください。
 - （2）気象にかかわらず、児童を速やかに下校させたほうがよい場合は、緊急にFOメールなどでお知らせします。道路等の安全の状況を十分に確認していただき、安全確認されたらお迎えに来てください。児童は教室で待機しています。